

承認第11号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和元年8月29日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年8月1日

木津川市長 河井 規子

記

令和元年度旧当尾村財産区特別会計補正予算第1号について

令和元年度

旧当尾村財産区特別会計

補正予算第1号

京都府木津川市

令和元年度旧当尾村財産区特別会計補正予算第1号

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度旧当尾村財産区特別会計予算」の名称を「令和元年度旧当尾村財産区特別会計予算」とし、元号の表示については、「平成」を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度木津川市の旧当尾村財産区特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月1日専決

木津川市長 河井 規子

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
2 繰入金	
	1 基金繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,878	450	2,328
1,878	450	2,328
2,150	450	2,600

歳出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
歳出合計	

補正前の額	補正額	計
714	450	1,164
714	450	1,164
2,150	450	2,600

令和元年度

予算に関する説明書

(旧当尾村財産区特別会計)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額
2 繰入金	1,878
歳入合計	2,150

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	714	450	1,164
歳出合計	2,150	450	2,600

(単位：千円)

補正額	計
450	2,328
450	2,600

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
0	0	0	450
0	0	0	450

2 歳入

2 款 繰入金
1 項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	1,878	450	2,328
計	1,878	450	2,328

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	450	財政調整基金繰入金・増

3 歳出

1 款 総務費
1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 財産管理費	378	450	828				450
計	714	450	1,164	0	0	0	450

節		説明
区分	金額	
15 工事請負費	450	○財産管理事業 環境整備工事費
		450 450